

近世における野州天明鋳物の動向

渡辺, 和敏 / WATANABE, Kazutoshi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

26

(開始ページ / Start Page)

50

(終了ページ / End Page)

63

(発行年 / Year)

1974-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010931>

近世における野州天明鋳物の動向

渡 辺 和 敏

目 次

- 一、はじめに
- 一、天明鋳物発展の背景
- 三、真継家の鋳物師支配
- 四、天明鋳物の実態
- (イ) 天明鋳物師の構造
- (ロ) 天明鋳物の盛衰
- 五、むすびにかえて

一、はじめに

幕藩制下における鋳物師―特に真継家配下の鋳物師―は、中世以来の「座」の形態を存続させ、その営業面において殆んど領主の支配家から離脱し、特有の組織を有していた点で注目される。

しかし周知のように中世・近世を問わず、鋳物業の研究は、その文書に「偽文書」の多いことに注意しなければならず、方法論として非常な困難をとまなっている。すなわち、まず、文書の性質を考え、さらに民俗学的・考古学的方法論を導入することなしには、鋳物業に関する総合的な史的研究はできないのである。⁽¹⁾

本稿においてはこれらの点に注目しながら、近世における下野国安蘇郡の天明鋳物について、その実態の一部でも明らかにしていきたいと思います。

なお、本稿で引用した史料は、特に断らない限り、佐野市金吹町・正田治郎右衛門氏の所蔵によるものである。

註

- (1) 鋳物の歴史については香取秀真『日本鋳工史稿』、同『日本鋳工史』、豊田武『中世日本商業史の研究』をはじめとして多くの論著があるが、特定地域を扱ったものとして中津川章二「川口の鋳物」(『地方史研究協議会編』日本産業史大系「関東地方篇」、小原昭二「幕末明治初期における川口鋳物業の展開過程」(『埼玉研究』七号)、大阪鋳造会編『大阪の鋳物』、飛見丈繁『高岡鋳物史話』、板倉勝高「中居鋳物と高岡鋳物の地域的抗争」(『信州大学教育学部研究論集』一六号)、中川弘泰「信濃鋳物師」(『信濃』二二卷九号)、和歌森太郎「能登中居の鋳物師について」(小葉田淳教授退官記念『国史論集』)などがある。

二、天明鋳物発展の背景

天明鋳物の創業の時期や由来については種々の説があるが、一般には元来、天明鋳物師は河内国丹波郡日置庄に居住していたと伝えられ、天慶三年(九四〇)に下野国の豪族藤原秀郷が平将門の乱を平定する際、足利郡寺岡で軍需品を鋳造させるため、同地へ移住させたと言われている。⁽¹⁾しかし諸国の鋳物師がその始め、日置庄に居住していたという伝説は、柳田国男の『海南小記』などにより周知のことである。しかもその伝説では鋳物師が諸国へ散在したのは、宝徳年代(一四四九～一四五二)と言うことである。⁽²⁾

したがって、天明の場合、この諸国散在伝説の年代とも合致しない。このことから現在のところ、天明鋳物師が日置庄から来たという説は信用することができないのである。

また、宝暦一〇年(一七〇六)に書かれたと思われる天明鋳物師の由緒書によれば次のように記してある。

一、佐野鋳物師根元、当地より凡一里程西旗川之東岸寺岡村ニ住居、此村土瓶ちや釜と言始而鋳出ス、当時下品成金を土瓶茶釜と称す、鋳物師住居する故、其地を今以金屋寺岡と云、

一、治安三癸亥年鋳物師金屋寺岡より犬臥宿之内、鋳物師入といふ所江引移ル、此時犬臥安三と銘有ちや釜鋳出ス、今所ニ有之、此銘治安三年切文字也、鋳物師大治年中鋳物師入り是閑といふ所江引越、春日山之西、此所に是閑といふ人住ける故名付也、此時鋳出ス茶湯釜を古天明といふ、今

近世における野州天明鋳物の動向(渡辺)

世ニ稀ニ有之^{往古ハ天命と云今ハ天明と云}又其頃鋳物師上方へ上り種々之釜を鋳出ス也、

一、暦応四年壬午往還通用之御給旨頂載、此朝後醍醐帝御代、暦応四年より宝暦十庚辰年迄凡四百貳拾年ニ成、

一、慶長七壬寅年春日山西あそ川之東、田町といふ所へ鋳物師住居町割有之所、天明宿風上故、只今之金屋町江地割有之、一、春日岡山惣宗寺は元房舎有之所、城地ニ付今金屋町江鋳物師同年ニ引移ル、(後略)

すなわち右によれば、一般鋳物師の移住経路は寺岡→犬伏→是閑→田町→金屋町であった。また、宝暦一〇年当時、「治安三年」の文字のある茶釜が、同地に存在したということである。しかし現在、この「治安三年」の銘を有する茶釜を確認することができないので、真偽の程は不明である。もしこのことが真実であったとすれば、すでに平安末期には当地において鋳物生産が行なわれていたことになる。

しかし、天明鋳物師の鋳造した作品で現在確認できる最古のものは、元亨元年(一二三二)一二月の銘をもつ鐘で、その中に「下野州佐野庄堀籠郷」云々とあり、「甲斐守卜部助光作」とある。⁽³⁾また次いで元徳二年(一二三〇)一〇月一日の銘のある茨城県潮来町長勝寺の鐘も、「甲斐権守助光作」とあるから、天明産であろう。⁽⁴⁾

一方、近世中期頃まで天明鋳物師の統率者であった大川氏の由緒書によれば、大川氏は暦応五年(一二三四)に太田村阿曾に居住し、禁裏から綸旨をうけ、大永二年(一一五二)になって犬伏

へ移住、さらに永禄一二年（一五六九）に寺岡へ、そして慶長元年（一五九六）に上田島へ移住して現在に至っていると言われ、先の由緒書と大分異なっている。しかしこれは、大川氏が領主佐野家の家臣であったことや、仲間の統率者であったために、一般の鋳物師と、その動向が異なっていたとも理解できるが、はっきりしたことはわからない。

さて、いづれにしても、これらの由緒書がどこまで信用できるか疑問であるが、現存する作品から推定して、少なくともすでに鎌倉末期には、天明近辺において、鋳物生産が行なわれていたと考えて差支えないであろう。そして中世以来、当地周辺の領主であった佐野氏が、徳川家によって慶長七年（一六〇二）、唐沢山の城から平地の春日岡に移転を命ぜられた際、城下の町割に従って天明金屋町に、鋳物師の居住地が形成されたと考えるのが妥当であろう。

そこで次に、鋳物産業の条件としての、原料の集荷法と作品の運搬経路を知るために、当地における交通事情を考えてみよう。中山道倉賀野宿から日光へ向う日光例幣使道筋にある天明宿は、明和元年（一七六四）になって道中奉行の管轄下となった。しかしすでに室町のはじめ、『太平記』に観応二年（一二三二）一月、宇都宮氏が駿河国薩埵山へ向う途中「下野天明宿に打出たり」という記事があるように、もちろん中世・近世を通じて、脇往還の一宿駅として存在していた。また、佐野氏が慶長一九年（一六一四）に滅亡すると、当地は一時幕領となり、そのため年貢輸送の便から河川交通も発達し、天明宿からおよそ一里程の距離にあ

る越名河岸が、非常な繁栄を招来した。

実際、寛永一〇年（一六三三）に、彦根藩主の井伊直孝が武蔵国世田谷領とともに、当地周辺を飛地として領有するようになってからは、年貢米をはじめ、主要物資の輸送は全て越名河岸を通じて行なわれていたようである。そこで彦根藩佐野領における主な地方役人を表1によってみると、船運関係の役職が多めに気づくであろう。このことから当地における河岸が、如何に重視されていたかを判明できるのである。なおこの内、船役は元来、在地の有力旧家であった須藤氏が、世襲してこの任に当たっていた。

表1 彦根藩佐野役人

	元禄8年	文化2年	万延元年
代官	3人	4人	2人
目付	2	2	3
下目付	1	4	4
船役	1	2	1
船上役	3	3	2
船頭	6		
水主	12		4
川除役	1	1	
薪炭役		3	2
足輕頭	2	2	2
小役		1	1
書役		30	27
その他	47		
合計	77	56	54

井伊家文書「大洞弁天島目寄帳」・「大川家文書」・「佐野役人」・根岸家文書「佐野御領分御家中」より作成。
なお文化2年「佐野役人」の後書には、以上のほかに船頭・水主等々65人の記載がある。

このような背景のもとに、天明鑄物の原料収集についてみると、その始めは、鉄は自給的に在地の秋山川や旗川の砂鉄を用いて、豊富な木炭資源をもとに鉄鉄していたと思われ、銅は足尾産のもの、または奥州地方から輸送していたと考えられるが、現在のところ資料的に立証することができない。しかし近世にはいると、原料の大部分は越前河岸の発展を背景として、川船により江戸から銅屑・銅塊・鉄屑等を運んで充てるようになり、生産量も飛躍的に増大したのである。

註

- (1) 天明鑄物については長野埴志『天明之釜』、山口寿雄『佐野天明鑄物考』、須藤清市『天明鑄物略史』(『下野史学』一九号)などの論著があるが、創立過程に関しての史料批判が行なわれていない。
- (2) 中川弘泰「近世の鑄物師と真継家」(『日本歴史』二六六号)
- (3) 千葉県鋸南町・日本寺 (県)重文
- (4) 茨城潮来町・長勝寺 (国)重文
- (5) 須藤清市「天明鑄物略史」(『下野史学』一九号)
- (6) 『太平記』卷三十(『日本古典文学大系』第三卷、一五八頁)
- (7) 世田谷区誌研究会『世田谷勤仕録』所収「佐野御来目」を参照されたい。

三、真継家の鑄物師支配

近世における諸国の鑄物師は、①京都の真継家を中心とする御用鑄物師 ②三都の鑄物師 ③野銀冶的な鑄物師、の三類型に大別できるであろう。もちろんこれらの中で、最も權威を恣にした

のが①であったと思われる。本稿で取り挙げた天明鑄物師も、もちろん真継家の支配下にあったことは言うまでもない。

真継家の支配はほぼ全国に亘るが、概して近畿・関東に多く、北陸・中国筋がこれに次ぎ、九州・東海筋は比較的少ないようである。⁽¹⁾そこでこの真継家が何故、諸国の鑄物師を統率できたか、あるいはその過程についてみると、はっきりした定説がないのであるが、大体次のように考えられている。

すなわち、真継家はその第一七代目・久直の頃(天文年間)、中世以来の紀氏の地位と伝統を受継ぎ、諸国鑄物師の散在伝説をもとにして、戦国争乱の中で日置庄における文書を紛失したことを理由に、真継家がその写しを朝廷の名において与えたことや、諸国に散逸した鑄物師文書を収集したことによって、鑄物師仲間の統率者となり得たのである。⁽²⁾そしてその実績により、さらに真継家自らの働きかけにより、やがて江戸幕府にも公認されたのである。そこで幕府が真継家を公認した時期は次の文書(写)によって大体明らかにすることができるであろう。

藏人所御藏真継美濃守康総

朝恩之事、諸国鑄物師之義先規之通称以可有之者也、

於鑄物師は免除・筋目不可有相違之由、

家康公仰之旨、仍而執達如件、

慶長十六年三月十一日

横山山城守

酒井左衛門大輔

書判

真継美濃守様

近世における野州天明鑄物の動向(渡辺)

すなわち、これによつて慶長一六年（一六一一）以前には、すでに幕府によつて公認していたことがわかる。いづれにしても真継家は、戦国期に古代的權威を背景として、諸国の鋳物師と実質的な關係を結び、朝廷の權威を背景とし、近世を通じて職人社会特有の儀式と伝統を遵守しながら、幕藩制社会に生きつづけたと言えるであらう。

そして真継家は鋳物師文書と呼ばれる「藏人所牒」・「鋳物師職座法之掟」・「継目辞令」等の文書を発行する権限を許され、支配下の鋳物師にそれ等を与え、その代りに鋳物師に種々の義務を負わせたのである。

特に「職座法之掟」は、真継家の鋳物師支配を概括的に示したものと見て興味深い。この「職座法之掟」はすでに天正四年（一五七六）に、全七条として公布されており、広く研究者の共有物となつてゐる。そしてそれが近世を通じて基本原則として存続するのであるが、一方では、歴史的背景から、若干の修補が行なわれるのは当然である。そこで少々長文であるが、安政四年（一八五七）に公布された全一八条を、次に紹介してみよう。

鋳物師職座法之掟

第一条

一、公儀之御法度第一可相守事、

第二条

一、御公用被 仰出候節、尊

朝恩無遲滞相勤義可為專要事、

第三条

一、御即位之砌、廻状を以申触候ハ、任往古之御吉例、御祝

儀勤仕之義不疎可略事、

第四条

一、年頭・八朔・御礼献上物等之義、無懈怠可相勤事、

第五条

一、鋳物師諸役 御免除之義、於其所従往古唯今ニ有来之通

可相守事、

第六条

一、御牒・御繪旨・女房奉書受領、口 宣案

公武之御文書類所持之輩、万一焼失之事有之時は、早速可

第七条

一、鐘鑄等之事は一国一郡ニ 御牒并旧書等所持之鋳物師有

之所ニハ、仮令旧書頂戴之雖為鋳物師、其所ニ入乱、鑑相

建令鋳營義可為停止、其所ニ由緒之鋳物師於無之は格別也、

況他方より入込候ハ、互ニ以入魂安靜可相勤事、

第八条

一、神社・仏閣鋳鐘請取候節は、山号・寺号・鐘尺寸等可相

届事、

第九条

一、受領奉願度輩は先規之通当家江可願出、其上可遂出 奏

候、尤受領、

勅許之上は其人体限り、無継目子孫江相伝義堅有間敷候、

且郡大工職・統領職之事然継目子孫江相伝義令停止事、

第十条

一、諸国一同筋目由緒之鋳物職有来之外、由緒無之新職之鋳

物師如先規令停止候、尤由緒之鋳物師子孫・別家等願出候

義は格別之事、

第十一条

一、職相休、或は相止候族有之は、職再興之節迄所持之文

書類当家江可預置、且又不寄何事相替訳有之は、早速可申

第十二条

一、出、当家代替之節、廻状を以申触候ハ、如先規早速所持之旧

書不殘可令持参、遂吟味許狀可指遣候、勿論鑄物師代替之節、名跡之人体爲繼目早々可致上京事、

第一、三条

一、如先規年頭・八朔嘉儀可相勤事、

第一、四条

一、当家より一切課役ケ間敷事堅不申遣候、万一当方之手筋より金銀等之義申遣候ハ、早速其趣可申来事、

第一、五条

一、当家より文通用向之分は、割印を以可申遣事、

第一、六条

一、鑄物師職ニ付不寄何事願出候義有之は、其趣無相違様口

第一、七条

一、願出候義小ニ而も相違之義不可申来候、若偽ケ間敷事申出、吟味之相頸候ハ、依其品鑑吹可差止事、

第一、八条

一、鑄物師職ニ付

第一、九条

一、朝恩之儀を申立、其所ニ而万事理運ケ間敷義仕間敷事、右箇条之趣無相違可相守、若違背之者、亦是座法の外新規之義於相企は遂糺明、其品職分可差止事、

第一、十条

一、右之条々

第一、十一条

一、勅印被成下、御定座法之趣を以、如先規申渡置候処也、朝恩之所職忝堅可相守之条、仍如件、

第一、十二条

一、安政四丁巳年六月

第一、十三条

一、大和守 團

第一、十四条

一、野州安蘇郡佐野天明

第一、十五条

一、鑄物師 小島半兵衛

第一、十六条

一、近世における野州天明鑄物の動向（渡辺）（渡辺）

第一、十七条

一、すなわち右の内、天正四年の「職座之法掟」と同じものは第二・三・五・七条であり、また第一〇・一一・一二条も文体は異にするが、文意に大差ない。しかし一方、これ以外は全く新しい項目であつて、そこには第一条に代表されるように幕府・真継家・鑄物師の縦の關係を示しており、さらに第六・八・九条等において真継家の地位を確認し、跡目相続とか鐘鑄の際の報告の義務を負わせているのである。

第一、十八条

一、しかし真継家の鑄物師に対する支配力は、地域により様々であるが、概して言えばかなり早い時期から衰微を始めたようであり、すでに安永五年（一七七六）八月には、真継家から「近代座法致混乱」と、幕府にその肅正を願出ているほどである。その支配の初期にあつては、鑄物師間の出入がある毎に真継家を頼り、真継家を絶対的なものと仰いでいた風もみえるが、中期以降は真継家支配外の野鍛冶的なものや、三都の鑄物業が発展したことにより、その特権的な支配力が薄くなったのである。

第一、十九条

一、そこで次に天明鑄物師にとって、「職座法之掟」第四・一三条等にあるような嘉儀の場合には如何なる費用を要するのか、その一部を紹介してみよう。まず享和二年（一八〇二）の八期において、鑄物師一行三名は七月一〇日、禁裏へ献上するための灯籠を携えて天明宿を出立、日光例幣使道から中山道を経て同月二三日に京都へ到着した。そして例年通り八月一日、真継家へ嘉儀を行ない、さらに同家を通じて灯籠を献上したのであるが、その間の京都における遺物は表2に示したように八件、合計一兩一分一朱・二八〇文であつた。

表3 享和3年 年頭・人馬賃

	内 訳	賃 金
往 路 (二 九 月)	人足	8, 貫485文
	馬	5, 630
	計	14, 115
帰 路 (二 六 日)	人足	8, 605
	馬	5, 641
	計	14, 246
総 計 (三 五 日)	人足	17, 040
	馬	11, 271
	計	28, 311

正田家文書「人馬賃銭帳」より作成

○三 正月、例年通りの嘉儀を行ない、五日から往路と同様の道を帰路についたのである。この道中における使用人馬と合計を表3に示したが、これによると一日人足二人・軽尻馬一疋で、往復二八貫三十一文の

表2 享和2年 八朔京都遺物

遣 先	名 目	料 金
内 侍 所 大 門 鈴 新 兵衛 木 田 家 山 野 家 小 真 継 家 鈴 新 兵衛 亀 嘉 兵衛	拝見料	2分2朱
	損料	3朱・280文
	祝儀	1朱
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
合 計	茶 代	2朱
	〃	〃
合 計		1両1分1朱・280文

正田家文書「御灯笼御用」より作成

さらに年末には翌年の年頭嘉儀のため、清涼殿へ献上するための灯笼を携えて二月九日に天明宿を出立、藤岡を通過して古河から日光街道・東海道を経て同月二十七日に京都へ到着した。そして翌享和三年(一八

人馬賃を要したのである。

しかしこれ等は、嘉儀の費用の一端に過ぎない。すなわち献上灯笼を鑄造する費用、献上金の額、あるいは道中・在京中における宿泊・滞在費等々を併せて考えれば、その費用は莫大なものになることが容易に想像されるのである。鑄物師にとっては、このようなことが毎年続くのであり、しかも跡目相続の際にも継目手数料を支払わなければならない。このような背景をもって中期以降になると休職鑄物師が続出し、一方では真継家支配外の鑄物師にその市場を圧倒されるのである。

注

- (1) 板倉勝高「文政一一年改諸国録物師同寄記」(『流通経済論集』三卷一号)
- (2) 網野善彦「真継文書にみえる平安末と南北朝期の文書について」(『名古屋大学文学部研究論集』五六号)
- (3) 『一話一言』に収録されているが、豊田武『増訂中世日本商業史の研究』(九五～六頁)には、その史料ともに解説も行なっている。
- (4) 佐野市金屋仲町・小島唯一氏所蔵
- (5) 『徳川禁令考』前集第五、二八九二号

四、天明鑄物の実態

(イ) 天明鑄物師の構造

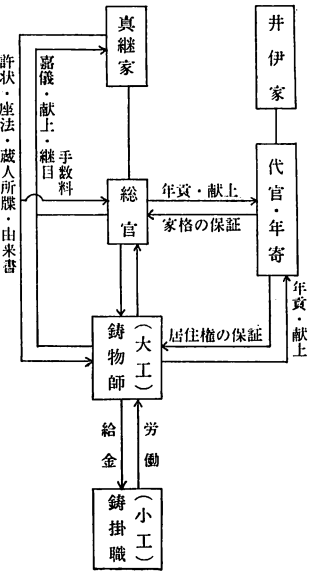
次に近世における天明鑄物師の組織について、述べることにしよう。表4に示したように、職座近世を通じて、天明宿の人口が

表4 天明宿の家数・人口・鋳物師数

年代	家数	人口	鋳物師	典
慶長9年	600軒	2,450人	34人?	正田家文書「京大仏鐘鋳造立次第」
元禄8年			20	井伊家文書「大洞弁天鳥目寄帳」
享和3年				小島家文書「灯籠献上願書」
文化2年			21	大川家文書「家数人別数寺数僧」
文政11年				真継家文書「諸国鋳物師名寄記」
天保元年			20	日光東照宮文書「諸一件物」
天保14年			15	児玉幸多校訂「近世交通史料集」六
文久元年	728	2,594	19	正田家文書「諸国鋳物師帳帳」
明治4年				大川家文書「家数人別書上」

二千数百人であったのに対し、鋳物師人数は中期以降においては大体二〇人前後であったと言える。このような鋳物師人数の停滞は、前述した「職座法之掟」第一〇条にあるように真継家による新規鋳物師の規制が大きな原因をなしていた。

しかし鋳物師人数は例え二〇人前後であっても、実際に鋳物業に従事している人数は少なくないと思われる。すなわち、これらの鋳物師の下には、一般に小工と言われ、真継家の支配から離れた鋳掛師が多数存在しているからである。今、一例を越後国に見ると、同国には真継家支配の鋳物師が四五人いるのに対し、鋳掛師人数は確認されているだけでも



七五人を数えているのである。もちろんこれ以外にも同国には多数の鋳掛職が存在したことが想定されるが、その実数を確かめることはできないのである。

そこで、天明鋳物師を中心とした関係図を示すと、右のようになる。すなわち天明においては総官(惣代)が鋳物師(大工)仲間の統率者となり、仲間定法を規定して職業の安定をはかっていたのである。この総官は享和年代まで大川伊助がその任に当たっていたが、文化年代には正田次郎右衛門・三木平右衛門が任ずるようになったと言われている。また、一般の鋳物師の下には鋳掛師(小工)がいて鋳造に従事していたが、小工は出職であって、仕事の忙暇により移動が多かった。

ところで、日光東照宮では、天保元年(一八三〇)に洪鐘を鋳直す際、隠密の神山忠次・村上源吾なる両名に対し、「佐野宿天明町之様子密々風聞相糺」した報告書を提出させている。(3)この報告書をもとに表5を作成したが、これによれば天保元年当時、天明

近世における野州天明鋳物の動向(渡辺)

表 5 天保元年・天明鋳物師一覧

住居	鋳物師氏名	職柄	土蔵	身上	扶持人数・格式	その他
金屋上町	三木平右衛門	大物師	八戸前	三、四、〇〇兩	七人扶持・苗字麻上下免	弟子五人 鳴物・唐銅を扱う
新町上町	大川四郎次	大物師	三	二〇〇		弟子三人
新町上町	大川伊助	鉄釜	二			親代は大物師
新町下町	大川太郎兵衛	鉄釜	一			祖父代は大物師
金屋中町	正田又右衛門	鉄物師	三	一、〇〇〇	四人扶持・苗字麻上下免	主に釜、時に鉄鍋を扱う
金屋中町	太田伝兵衛	鋳物師	一			時に鉄鍋を扱う
金屋中町	太田五郎兵衛	鋳鉄師	二	五、五〇〇		時に鉄鍋を扱う
金屋中町	金子久右衛門	鉄鉄師	一			時に鍋を扱う
金屋中町	大谷権右衛門	鉄鉄師	二			時に鉄鉄を扱う
金屋中町	小島友右衛門	鉄鍋師	一		二人扶持・苗字麻上下免	時に釜を扱う
新町下町	正田次郎右衛門	鉄鍋釜師	三			時に鉄鍋、問屋下細工だけ
新町下町	大川善兵衛	鉄釜				
金屋上町	半田金蔵		一(板倉)			
金屋上町	釜屋利八		四	一、〇〇〇		
金屋上町	三木忠右衛門		四			
金屋中町	小島半兵衛		四	六、七〇〇		
新町下町	大川藤兵衛		三	三、四〇〇		
新町下町	正田利右衛門		三		二人扶持・苗字麻上下免	
金屋上町	大谷庄次郎		四			小間物商
新町上町	石原小四郎		三			名目上の仲間だけで実は小間物商

日光東照宮文書「諸一件物」より作成

の鋳物師人数は全二〇人であったが、実際に陥鞠場・細工小屋を有していた鋳物師は、鳴物を鑄造する大物師二人、特に日常的な鉄物を扱う一般の鋳物師一〇人、合計一二人に過ぎなかった。残りの八人のうち、七人は鋳物商売や原料の銅屑の取引きを行なうことによって、鋳物師の名を存続させていたに過ぎず、一人はすでに転業していた有様であった。

右の報告書により、これら鋳物師について、さらに詳細に記してみたいと思う。すなわち、大川四郎次とともに大物師であり、また、右方総官でもあった三木平右衛門は、身上向き三〜四千兩で家内二〜三人、そのうち弟子職人五人を抱え、抱持一カ所、二間・二間半の陥鞠場、二間・五間の細工小屋を有して、領主井伊家から七人扶持・苗字・麻上下の着用を許可されていた。そして「釣鐘・鳥居・鳴物類・小もの銅・唐銅類職人を抱置、直請ニ而鑄造」する一方では、「鉄もの鍋釜類は同職えもの江下、鉄炭等相渡し為鑄立、問屋ニ而卸売・小売」をするとあるように、他の鋳物師に対して問屋制的支配を行っていたのである。

また、同じく左方総官であった鉄鍋釜師の正田次郎右衛門は、二間・二間半の陥鞠場、四間・七〜八間の細工小屋を有していたが、天明鋳物を代表するような工芸品は鑄造せず、専ら日常的な「鉄もの計鑄造」して、その製品を店売りしていた。このように鍋・鍬・釜等々、農具・日用品を扱う者が大半を示しているところに、近世後期の天明鋳物師の特徴があると言えるのである。

(四) 天明鋳物の盛衰

近世になって天明鋳物師の最初の国家的仕事は、京都方広寺の

近世における野州天明鋳物の動向（渡辺）

鐘鑄であった。周知のように、方広寺大仏は豊臣氏存続の悲願をこめて、慶長一四年（一六〇九）正月から再建に着手したもので、その鐘の銘に「国家安康」の四字が刻まれ、これが大坂の陣の因をなしたことは余りにも有名である。そこでこの鐘鑄に関する慶長一四年（一六一四）三月の書状（写）二通を、次に掲げてみよう。

大仏殿鐘鑄卯四月十六日在之事ニ候、諸国鋳物師衆雇申候間、十日頃ニ大仏江被下候様ニ可被仰付候、飯米・手間料は丈夫ニ相渡可申候、猶使者具可得御意候、恐々謹言、

三月十五日

片桐市正

真継美濃守様

乍御報貴礼拝見仕候、鋳物師被仰付然御上有之旨得其意尤存候、爰許罷在候日限より作料并駄賃丈夫ニ可出由片市正殿より申来候間、其段鋳物師ニ可被仰付候、恐惶謹言、

三月廿九日

安藤対馬守（花押）
酒井雅楽守（略押）

佐野修理様

御報

前書は当時、豊臣家の家老で、後に家康から所領四万石を安堵された片桐且元から真継康総に宛てたもので、鋳物師を召集することを命じたものである。そして後書は、幕府老中の安藤重信・酒井忠世から佐野藩主の佐野信吉に宛てたもので、天明鋳物師へ

の通達を依頼したものである。天明鋳物師の名はすでに中世末に茶湯釜を通じて全国的に知れ亘っていたと言われるが、近世になってもその鋳造技術が広く中央にまで認識されていたことが知れるであろう。

いずれにしても、こうして天明鋳物師が中心となって方広寺の鐘鐃をすることになり、⁽⁵⁾総勢三九人が上京した。そして四月一日に吹祭を執行して、同一六日に鋳造し終り、同月の末には大仏殿の鐘樓に吊されて、突きはじめが行なわれたのである。

さて、方広寺の鐘鐃のため、佐野から上京した三九人の姓別内訳をみると、太田氏六人、半田氏五人、長谷川氏三人、横塚・椎名・野村・江田・小路・棚網氏各二人、早川・正田・石原・大川・三木・村居・小沼・大谷・金子・内田・天沼・吉田・飯野氏各一人であった。しかしこのうち、内田・小路・吉田・飯野の各氏・全五人は、他の文献や鋳物作品の銘をみても、鋳物師としての名は見つからない。この五人はおそらく佐野家の家臣か、或は在地の有力者と考えられ、残りの三四人が、当時の天明鋳物師であったと推察されるのである。

この三四人という鋳物師人数は、現在判明する限りにおいて、近世を通じて最も多い数であり、これも天明の鋳物業が中世より引きつづいて隆盛を極めていたことを証明しているといえよう。しかし、いかなる理由か、当時の作品があまり現存していないのである。

そこで次に天明鋳物師によって鋳造された作品を見るに、周知のように、かつて大平洋戦争によって刀剣・梵鐘等々、特に近世

に鋳造された莫大な数量にのぼる工芸品が、軍部の手により強制的に供出されてしまった。また、日常的な鍋・釜・農具類は、その性格が消耗品的なものであるために、殆んど今日に残していない。そのため現在では、近世の作品の全貌を窺うことは不可能であると言わなければならない。

しかし幸いにも、かつて足利の鋳物師の家に生まれた故丸山瓦全氏は、工芸品がまだあまり供出されずにすんだ昭和初期、全国における天明鋳物の作品を調査しており、我々に重要な資料を残している。⁽⁶⁾そこで丸山氏の調査を基にして、そのほかの関係資料とも出来る限り校合し、若干の補修を行なって年代・地域別に区分してみたのが表6である。

これによって判明することは、まず一六世紀以前には少数ながらも全国的に存在しているのに対し、一七世紀になって一時、作品数が非常に少なくなっている。そして正保・慶安期になって若干上昇し始め、寛文・延宝期に急激にその量を増し、文化年代までのおよそ一〇〇年間に、天明鋳物の最盛期であったことがわかる。⁽⁷⁾

その原因としては、近世初期にあつては、①実際には鋳造業は盛んであつたが、戦国の余燼もあつて、その作品の主たるものが兵器となり、工芸品として後世に名を止めていない。②原料集荷が思うにまかせず、また佐野氏の滅亡にあつて支配関係の混沌とする中、鋳造も停滞し勝ちであつた。と二つの場合を想定することが出来るであろう。しかし慶長期に三四人の鋳物師を京都へ送ったことを考えると、①の方が原因として、より有力ではないか

表 6 天明鋳物作品一覧

地 域 年 代	下 野				上	武 蔵		常	相	(千 葉)			陸 奥		出	そ	合
	安蘇郡	都賀郡	足利郡	他 郡	野	(東京)	(埼玉)	陸	模	下 総	上 総	安房	(福島)	(岩手)	羽	の 他	計
1,322-1,500						1		1		1		1					4
1,501-1,600	2	2					1			1							6
51-1,600	4	3	1			1				3					1	1	14
1,601- 10				1		1										1	3
11- 20															1		1
21- 30			1		1	1	1	1									5
31- 40	1	1															2
41- 50	1	1			3	1											6
51- 60	4			1	1		2										8
61- 70	4	2		1	2												9
71- 80	3	6	3	5	5		3										25
81- 90	2	4	1	2	4	1	2			2							18
91-1,700	4	4	4	4	16		3				1		2	1			39
1,701- 10	7	6	1	1	17		1						1	5			40
11- 20	9	7	2	1	13		2		2	1			1				38
21- 30	3	6	12	1	11	1	1						1				35
31- 40	5	6	4	4	5		2						1				27
41- 50	3	8	6	1	14		1		1					2			36
51- 60	2	7	1	2	20	1			1					1			35
61- 70	3	7	8	4	26	1	1	1	1				3	3			58
71- 80	3	7	5	2	13		2		3				1	1			37
81- 90	1	1	3	6	12	1				1							25
91-1,800	3	7	4		7									3			24
1,800- 10	1	4	3	1	13		1						1				24
11- 20	1	4	1	2	10												18
21- 30	1	3	1	1	1												7
31- 40	2	3	1	1	4												11
41- 50	3	1	5	1	5									1		1	17
51- 60	1	4	1		9	1											16
61- 70	1	3	1	1	7												13
年 代 不 詳	4	4	1	4	18	1	1	2		1			3				39
合 計	78	111	70	47	237	12	24	5	8	10	1	1	14	17	1	4	640

近世における野州天明鋳物の動向（渡辺）

と思う。

いずれにしても、寛文・延宝期における領主的商品流通の整備、或は政権の安定によって、兵器よりも日常的な鍋釜、社寺の梵鐘や鐃口・擬宝珠等々の需要が多くなり、鋳物業が隆盛を極めたのである。その作品の展開の仕方は、はじめ近隣の安蘇郡内に普及し、一〇年程経過して周辺の都賀・足利郡、および上野国の所謂東毛地域に、やがて元禄期を境いに関東全域、奥羽南部にまで広まったようである。

しかし一八世紀末になると、その作品数は極度に減少し、特に化政期以降は上野・下野両国以外には数点存在するだけで、殆んど市場の価値が失なわれたようである。近世中期以降、武州一國を消費地として掌握した武州川口鋳物⁸⁾が一九世紀になって急激にその作品数を増加したのと対称的である。また真継家支配外の江戸神田銀治町の鋳物師も、享保六年(一七二一)には仲間を結成するほど増大し、天保一二年(一八四一)には全四六名を数えるに至っている⁹⁾。

すなわち換言すれば、武蔵国における鋳物生産が発展したのに反比例して、天明鋳物がその市場を失い、やがて工芸品的な鋳造は衰退の方向にむかうこととなった。その結果が表5に示したように、約半数の鋳物師が休職し、生産者でも殆んどが鍋・釜等々の日用品を扱うようになったのである。

註

- (1) 中川弘泰「近世の鐃掛職について」(『日本歴史』二九四号)

- (2) 須藤清市「天明鋳物略史」(『下野史学』一九号)

- (3) 日光東照宮所蔵

- (4) 豊田武『増訂中世日本商業史の研究』七四・五頁

- (5) 『徳川実紀』第一篇によれば「京大仏殿を豊臣右府より構造あり。けふその鐘を新鑄すとて。蹈鞴百人。都鄙工匠の棟梁十四人。小工二百人。鋳物師三千人集」(『新訂増補国史大系』第三八卷六〇頁)とあり、その人数はともかくとして、京都のほか全国の鋳物師が集結したことが判明するが、正田家所蔵「京大仏鐘鋳造立之次第」によると、京都と天門の鋳物師が主体であったようである。

- (6) 丸山瓦全氏の調査結果は、残念ながら未公開である。本稿では須藤清市氏の御好意により、氏の筆写原稿を引用させて頂いた。なおこのほか、天明鋳物師による作品を一覧したものに佐野市史編集委員会『佐野の金石』・鈴木友也「茶湯釜」(『日本の美術』八九号)等がある。

- (7) 坪井良平『梵鐘』による全国の梵鐘の残存状況を見ると、やはり一八世紀に鋳造されたものが最も多く、天明の鋳物作品の場合と同様の傾向を示している。

- (8) 中津川章二「川口の鋳物」(地方史研究協議会編『日本産業史大系』関東地方篇)

- (9) 『徳川理財会要』卷三六(『日本経済叢書』第三六、五九〇頁)

五、むすびにかえて

以上、特に近世における野州天明の鋳物師の存在形態、鋳物師産業の盛衰について、限られた史料によって考察を行なってみた。

「西の芦屋と東の天明」と言う言葉に代表されるように、天明鋳物師は中世以来、数多の工芸品上の秀作を鋳造してきたが、特に一八〇九世紀の約一〇〇年間で最盛期であったと言える。しかし、一九世紀以降、武州川口の鋳物業が盛んになると、その勢力によって市場が減少し、やがて工芸品的なものから日用品へと、その主たる鋳造作品が変遷したのである。

一方、この時期になると、近世前期には朝廷の權威を背景に、絶対的な權力を有した真継家の支配力も衰退し、鋳物師の下にあった鋳掛職が独立して野鍛冶に変わり、その營業をめぐって諸々の問題が発生したのである。右の史料が、この問題を端的に示しているであらう。

鋳物師末職小工之者共儀、近來甚猥りニ相成

御威光偽唱職式不相守輩数多有之ニ付、武藏・相模・上野・

下野右国々小工共如前取調度段其許中相願、依之願之旨五ヶ

年間承届候、尤右国々居住最寄之鋳物師共江及届引、仕來通

安靜正路ニ取計可有之候也、

文久元年

西七月

真 継 家

役 所 団

野州安蘇郡佐野天明

正田次郎右衛門殿

大川 善兵衛殿

いずれにしても特權的な營業權は、新興の鋳物師・鋳掛職によ

近世における野州天明鋳物の動向（渡辺）

つて侵害され、その生産量は日増しに低下していったのである。これは幕府の統制力の衰微もさることながら、真継家の発公する文書が真継家支配外の鋳物師に対して、効力を失ってきたからであらう。そして真継家の背後には、常に天皇家が存在すること

も忘れてはならない問題である。

しかしながら、天明ではその鋳造技術は衰えることなく、幕末の海防問題が表面化した際には、川口よりも天明の大砲の方が品質がよいと言われていた。そして現在でもその技術は、数軒の家によって連綿と伝えられているのである。

註

(1) 『大日本維新史料』類纂之部「井伊家史料」 一、三一九頁を参照。

―追記―

本稿は、佐野市史編纂の過程で生まれたものであり、心よく史料の閲覧の便をはかって頂いた正田・小島両家、および金山神社・日光東照宮に対し、深謝の意を表したい。また、本稿作成にあたっては同市史編纂室長小久保友次郎・石田正巳氏、および近世編専門委員の村上直・浅沼徳久・須藤清市先生を始めとする関係者の方々には多大な御協力を頂き、さらには世田谷区史編纂の竹内秀雄先生や学兄池上博之氏にも御教示を得た。ここに記して御礼を申し上げるとともに、私の勉強不足から御期待に充分答えることができなかったことを御詫びする次第である。